

平成 26 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 26 年 10 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（31 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

8 番	中村三千人君	20 番	橋本正寛君
25 番	前田達也君	30 番	小川浩治君
35 番	池田裕之君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	藤崎眞二
主査	寺澤大介		

4、議事日程

開 会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議第54号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第6 議第55号 非農地通知書交付申請について
- 日程第7 議第56号 農地パトロールの実施について
- 日程第8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。先週金曜日、ひまわりの花摘みにご協力いただき、ありがとうございました。ただいまから平成 26 年第 10 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中にご出席いただき、ありがとうございました。ただいま事務局長からもございましたけれども、24 日のひまわりの摘み取りは大変お疲れ様でした。大変子供たちも喜びましたけれど、周囲の皆さん方から大変よかったということで自分にお礼を言われました。来年も作ってくださいと言われたけれども、担当地区は回りますので営農組合で種を蒔くよう言っておきました。ご報告申し上げます。それでは、本日もご審議の程よろしくをお願いします。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 5 名から欠席の届出が出ておりますが総会は成立しております。それでは議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、15 番、山下和弘委員、18 番、森岡一正委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。栢宇土町の譲受人は諏訪町の譲渡人より、栢宇土町の田 1,260 m²、畑 612 m²を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及び大豆を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 2 番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田 3,509 m²を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

3番について説明します。倉岳町の譲受人は、神奈川県平塚市と相模原市の譲渡人より、有明町の田3,822㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、飼料作物を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。山口県の譲受人は、天草町の譲渡人より、天草町の畑1筆1,785㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3条の1番について説明致します。所在地、地目、面積は事務局からの説明のとおりです。譲渡人と譲受人は親戚関係であります。譲渡人は調理師をされていて、譲受人へ贈与したいということです。今までも譲受人が耕作をしておられていたそうです。申請地は国道266号線沿いにある旧栢宇土小学校付近と少し山手に入ったところにあります。田には水稻、畑には大豆を作付けされるそうです。問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番、山田です。2番について説明致します。譲渡人と譲受人は同じ集落の方であります。譲渡人は母親と二人暮らしで、母親を介護しながら百姓をやっておられます。田の管理をできないので処分したいということでありました。譲受人は5年程前から借りて耕作しており、ちょうど更新時期がきたのでどうしようかという話になり所有権を移すことになりました。譲受人はがんばって農業をされておられますので、なんら問題ないと思いますがよろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。3番について説明します。譲渡人は神奈川県に在住で譲受人にどうしても買ってくれということで所有権移転売買申請が出されています。そこで飼料作物を作るということです。経営規模拡大を図るためがんばるということでしたので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原でございます。4番について説明申し上げます。譲受人と譲渡人はいとこ同士であります。親の財産を親戚に譲つとが本当ばいということで、これは贈与になっております。現地に行きましたところ、非常に山間地でございますが耕作も大変だろうなと思うわけでございますが、親戚であればこそ、そういう贈与を受けるわけでありますから、耕作もしていただくという狙いがあるようでございます。十分ご審議のうえご決定いただくようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に

ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。福岡市の申請人は駐車場とするため、今釜新町の畑 287 m²のうち 95.97 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に駐車場として利用しているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり駐車場として転用したいということです。場所は天草総合庁舎の東側です。資料④の1ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請人は申請地を道路挟んで北側にアパートを所有していますが、既に駐車場として利用してありますので、始末書が添付してあります。隣接同意書も添付してあり特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。本渡町の申請人は駐車場とするため、本渡町の畑 274 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、例外規定のいわゆる集落接続に該当するため許可できることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり貸駐車場として転用したいというものです。場所は茂木根海水浴場の近くです。資料④の2ページをご覧ください。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請地付近には警察官舎等の集合住宅がありますが、駐車場が不足しているため要望があります。雨水は側溝を設け水路へ流されます。隣接同意書もとっており特に問題な

いと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。牛深町の申請人は、所有する農地への通路としたいため、牛深町の畑45㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地し駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。3番についてご説明申し上げます。事務局説明のとおりですが、資料④の3ページと前方スクリーンをご覧くださいと思います。スクリーンの奥の方に見える土地が申請人の農地です。そこに行くための通路として利用したいという申請です。既に駐車場として利用してありますので、始末書がついております。赤線で囲っていない部分の駐車場は取り壊して農地に復元するというございました。問題ないかと思しますので、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局の説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。河浦町の申請人は、農業用倉庫などを建築したいため、河浦町の畑1,351㎡、田650㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地であるため、原則、許可できませんが農業用施設に該当するため例外的に許可することができます。一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地し、一部、農業用倉庫などが建築してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番、武内です。申請地の担当委員は小川委員ですが、入院をされているので、私が現地を確認させていただきました。場所は崎津教会から山手の方へ約2キロ行った集落にございます。申請人の自宅に隣接しております畑と田に農業用の倉庫2棟と鶏舎を建てたいということです。倉庫1棟と鶏舎は既に建っておりますので始末書が添付されております。鶏は肥後コーチンであります。都会の会社と契約をしながら色々事業面積拡大をされていていっているところでもあります。雨水等につきましては、側溝を通じて川へ流されます。区長さんの同意もありますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は個人住宅を建築するため、福岡市の譲渡人から今釜新町の畑287㎡のうち191.88㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。既に駐車場として利用してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、売買により取得し自己住宅を建築したいというものです。場所は天草総合庁舎駐車場の東側です。資料④の5ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。4条1番でご審議いただきました駐車場と同じ地番になり、駐車場として利用してありますので始末書が添付してあります。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。東側に農地がありますが、隣接同意書も添付してあり特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。川原町の譲受人は宅地拡張するため、福岡市の譲渡人から本渡町の田475㎡のうち9.99㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人はただいま事務局説明のとおり、売買により取得し申請地の東側に隣接する建売住宅予定地の拡張をしたいということです。資料④は6ページ、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。申請地は5月の総会にてご承認いただき農地転用許可を受けた土地です。建物の建築確認を行ったところ、土地の東側を道路後退することになり、西側を宅地拡張しなければ十分な建築面積が確保できないことになりました。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ、雨水は側溝を設けて隣接する水路へ流されます。付近は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。五和町の譲受人は、宅地拡張をしたいため、埼玉県譲渡人から、五和町の畑337㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地

し、駐車場などとして使用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番、森本です。3番について説明致します。資料④は7ページをご覧ください。譲受人は自宅の駐車場が手狭なために、売買により土地を取得し宅地拡張したいということです。場所は五和町二江の新浜地区、国道324号線から旧道へ入ったところにあります。譲受人の自宅すぐ横になります。隣接耕作者、地区の区長さんの排水同意書も揃っております。なお、譲受人は船員であり農地法等にあまり詳しくないということと既に駐車場として使っているため、始末書がつけてあります。大変申し訳ないということとでありました。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は貸駐車場としたいため、志柿町の譲渡人から倉岳町の畑169㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。4番について説明致します。場所は倉岳自動車学校付近になります。譲受人は土木関係を営んでいます。駐車場がなく大変不便だったということで、隣接地を買い受けて駐車場にしたいということとであります。また、資金計画書、排水計画書等も出ており、区長からの排水同意書もあり、なんら問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議の程をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。倉岳町の譲受人は、事務所及び所有地への通路としたいため、志柿町の譲渡人から、倉岳町の畑53.35㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。場所は4番案件と同じところになります。事業計画としては砂利を20cm程敷き、事務所への通路として利用したいということでございます。なんら問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、牛深町の譲渡人から、牛深町の畑2筆330㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番、戸谷です。6番についてご説明申し上げます。内容については事務局説明のとおりですが、資料④の10ページと前方のスクリーンをご覧いただきたいと思っております。場所は牛深町の大池田にあり、4条3番案件の隣接地になります。雨水については既設側溝へ流され、生活排水、汚水については合併浄化槽を通じて既設側溝へ流されます。また、給水は市水からということでございます。既に整地してありますので、始末書がついております。隣接農地については譲渡人所有でございますので、なんら問題ないかと思っております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。天草町の譲受人は、貸事務所を建築したいため、天草町の譲渡人から、天草町の田1筆167㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。5条の7番について説明致します。今前のスクリーンに見えるとおり、以前許可を受けた新築中の家が写っています。その横に本人が経営する会社の事務所を設置したいということです。車を止めるところもないので、事務所の前に3台程の駐車場も確保したいということでこの度申請があがっております。雨水は側溝へ、生活排水は合併浄化槽へ、区長さんからの排水同意書もついて何も問題ないと思いますのでご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第54号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第54号について説明します。資料②の4ページからご説明致します。1番、2番の所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が10件、再設定の計画が4件、転賃の計画が3件、合計で19件、総面積は127,151㎡となっております。

なお、4ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、申請地は圃場整備がなされた農地で、1番及び2番については、1筆あたり26万1千円から60万9千

円で取引される予定です。

今回の譲受人、あっせん候補者ですが本渡町で「野菜、米」の生産を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも掲載されております。取得後は申請地へ野菜、水稻を作付けされる計画です。

また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転貸分が3件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、9ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありました。各担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転2件、利用権設定17件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議題55号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第55号について説明します。資料②の10ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、志柿町外10件、総面積は4,862㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、11ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1筆ごとにスクリーンで映しますので、そのときにご意見を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） ただいまのスライドは、資料②10ページの1番、志柿町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②10ページの2番、山の手町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②10ページの3番、栖本町古江の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②10 ページの 4 番から 6 番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②10 ページの 7 番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②10 ページの 8 番、五和町城河原一丁目の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②10 ページの 9 番、五和町御領の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②10 ページの 10 番、11 番、栢宇土町の申請地です。

以上です。

○議長（鶴田雄士君） 以上について、説明のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1 番から 11 番まで山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議題 56 号、農地パトロールの実施についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

○事務局（林泰裕君） 失礼致します。資料②の 12 ページになります。議題 56 号についてご説明致します。農地パトロールの実施についてでございます。農地法第 30 条によりまして、農業委員会は毎年一回、区域内の農地の利用状況調査を行わなければならない、ということになっておりまして、次の実施計画に基づきまして農地パトロールを実施するということしております。平成 26 年度農地パトロール実施計画ということで載せております。目的につきましては例年どおりということになります。実施方法でございますが、これも例年どおりということで、各町単位で担当委員さんと事務局の職員で農地をパトロールしていただきます。対象区域と致しまして、昨年度調査した農地や農振農用地区域、基盤整備地区ということでございます。調査課題と致しましては、耕作放棄地の把握と解消でございます。それから実施期間でございますが、11 月の 10 日から来年の 1 月までということで、この期間内に農業委員さんと事務局職員、牛深支所と御所浦支所につきましては、担当者がおりますので、担当者と日程等打ち合わせを行いながら実施していただきたいと思っております。次に報告及び協議ということで、パトロール実施後、1 月 31 日までに調査結果を取りまとめ調査報告書に入力のうえ事務局へ報告していただきますが、これは担当事務局職員が行います。その後、事務局は全体結果等について取りまとめ、各地域における農地や農業の実態及び担当農業委員の意見を踏まえ、担当地区農業委員とともに、所有者への訪問、利用意向の確認、耕作者の選定等を行い、耕作放棄地の解消に向け努力していただくということで、これまでとここら辺のところを変更して掲載させていただいております。

準備物につきましては、事務局職員の方で準備させていただきます。パトロールを実施される時農業委員の皆様は身分証と緑の帽子を用意いただき一緒に調査していただきたいと思っております。次のページをご覧くださいますと、こちらの方に地区割り、事務局職員の担当割を表にしております。担当職員と調整いただきまして、来月の10日から来年の1月までの期間でできるだけ皆さん全員ご参加ということで計画させていただいております。また、本年につきましては、各町数筆程度で結構でございますので、耕作放棄地の解消につながるよう所有者を訪問したり、実際に耕作される方がいないか探したり、そこら辺あたりを踏まえたうえでパトロールを実施していただきたいということで計画してあげさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま話がありましたように、耕作放棄地の解消に繋がっていない現実がありますので、今回は少しでもいいから実績に繋がるような活動をしていきたいと思っております。ほかに効果的なやり方があるかと思っておりますので、何かご意見はございませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 意見がなければ、事務局が説明しましたような方法で実施することに決定致します。今までどおり班編成を行い、調査の日程についてはそれぞれの班で話し合いを行い、後で事務局に連絡することをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 日程8、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項につきましてですが、許可不要転用届、農地利用形状変更届はございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成26年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

午後2時50分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長

鶴田雄士

署名委員

山下和弘

署名委員

藤崎眞二

